

2021 年度 秋季中部学生ヨット選手権大会

大会期間 2021 年 10 月 9 日（土）～ 2021 年 10 月 10 日（日）
開催地 愛知県蒲郡市海陽町 1-7 豊田自動織機海陽ヨットハーバー

帆走指示書

1. 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下、『指示』という）の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 18 時までには掲示される。

2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、大会ホームページに公式掲示板を設置するとともに、LINE の大会オープンチャットにて競技者へ発信される。

大会ホームページ <https://www.ayf.jp/race/11559>

2.2 レガッタ・オフィスは、豊田自動織機 海陽ヨットハーバー 競技運営棟（西棟）に設けられる。

3. 陸上で発する信号

3.1 陸上で発する信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。また同時に LINE の大会オープンチャットにて選手へ発信される。ただし、LINE の不具合等は、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。

3.2 [NP][SP]音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚 30 分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇をしてはならない。

4. レース日程

規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する 5 分前までに、レース委員会信号艇に音響信号 1 声と共にオレンジ旗を掲揚する。

5. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

| | |
|-------|-----------------|
| 470 級 | 白地に青色の 470 級の形象 |
| スナイプ級 | 白地に赤色のスナイプ級の形象 |

6. コース

予告信号以前に、レース委員会信号艇のスターボード・サイドに艇が帆走するコースを掲示し、スターンに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

7. マーク

| マーク | 形状・色 |
|-------------------------|-------------|
| マーク 1、2、3s、3p、4s および 4p | オレンジ色の円筒形ブイ |
| 指示 10 に規定する新しいマーク | 緑色の円錐形ブイ |

スタート・マークは、レース委員会信号艇と、そのポート端にいるレース委員会艇とする。
フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

8. スタート

- 8.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 8.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、概ねスタートエリアから 100m 離れたスタート・エリアを回避しなければならない。
- 8.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった (DNS)」として記録される。これは規則 A5.1 および A5.2 を変更している。
- 8.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に抵触した「艇のセール番号」は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。これは規則 30.4 を変更している。
- 8.5 [NP] 指示 8.4 以外で、スタート時に UFD または BFD と記録された「艇のセール番号」は、レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。UFD 及び BFD と記録された「艇のセール番号」の掲示の不備に関して艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 60.1 (b) を変更している。
- 8.6 ゼネラル・リコールとなった場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号無しで第 1 代表旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での第 1 代表旗降下には、レース信号第 1 代表旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。これは規則 29.2 を変更している。

9. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

10. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マークとフィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールとの間とする。

11. タイム・リミットと目標時間

11.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

| クラス | タイム・リミット | マーク1のタイム・リミット | フィニッシュ・ウィンドウ | ターゲット・タイム |
|-------|----------|---------------|--------------|-----------|
| 470級 | 75分 | 25分 | 15分 | 45分 |
| スナイプ級 | 80分 | 25分 | 15分 | 50分 |

- 11.2 規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合および、指示 11.1 に定めるマーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過できそうもない場合、レースを中止することができる。これは規則 32.1 を変更している。
- 11.3 レースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共にN旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇でのN旗の降下には、レース信号N旗の「予告信号は、降下の1分後に発せられる。」の意味は持たない。
- 11.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 11.5 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。規則 30.3 及び 30.4 が用いられた場合、各々に違反しないで最初の艇がフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4、A5 を変更している。

12. ペナルティー方式

- 12.1 [SP]は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反に関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。これは規則 63.1、A5.1 及び A10 を変更している。レース委員会またはテクニカル委員会は、抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
- 12.2 規則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは規則 A10 を変更している。
- 12.3 規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した競技者は、「帰着申告」のフォームに入力、送信しなければならない。
- 12.4 レース公示の規則およびクラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

13. 審問要求

- 13.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、大会ホームページからダウンロード、または「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に持参して提出しなければならない。
- 13.2 抗議および救済要求または審問再開の要求は、適切な締切時間内に行わなければならない。
- 13.3 抗議締切時刻は、それぞれのクラスに対して、その日の最終レース終了時刻、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の60分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。これは規則 61.3、62.2 を変更している。

- 13.4 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による規則 61.1(b)に基づく競技者への抗議の通告は、公式掲示板に提示される。
- 13.5 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から 15 分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問は、公式掲示板に掲示された時刻に始められる。
- 13.6 規則 42 の違反によりペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 13.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2(a)を変更している。

14. [NP]安全に関する要件

- 14.1 出艇申告と帰着申告は、オンラインを活用したチェックアウト/チェックインシステムを用いる。
- 14.2 [SP] 競技者は、その日の 8:00 から 9:30 までに、帆走指示書のリンク先に用意された「出艇申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。このとき、各日の最初のレースの乗員も併せて申告しなければならない。
- 14.3 [SP] 競技者は、帰着後速やかに帆走指示書のリンク先に用意された「帰着申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。その日のレース終了後は、遅くとも指示 13.3 の抗議締切時刻までに、帰着申告に関わる事項を入力し、送信をしなければならない。
- 14.4 [SP] 出艇しない艇は出艇申告受付時間内に、帆走指示書のリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。
- 14.5 [SP] レースからリタイアする艇は帰着後速やかに、帆走指示書のリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会艇、テクニカル委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。
- 14.6 レース委員会は帆走不可能もしくは危険な状態であると判断した場合には、各艇の意向に関わらず艇体放棄を含む救助を行うことができる。この強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 14.7 各競技者は、出艇から帰着まで衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則 40.2 を変更している。

15. [NP] 競技者の交代

- 15.1 [SP] 競技者は、その日の 2 レース目以降に海上乗員の交代をする場合は、帆走指示書のリンク先に用意された「帰着申告書」のフォームに入力し、指示 14.3 と同時に送信しなければならない。
- 15.2 引き続きレースが行われた場合、指示 15.1 違反に対して、対象の全てのレースにペナルティーを課す。

16. [NP] [DP] 装備の交換

- 16.1 損傷または紛失した装備を陸上で交換する場合は、帆走指示書のリンク先に用意された「装備交換申請」のフォームに入力し、送信しなければならない。

- 16.2 損傷または紛失した装備を海上で交換する場合は、帰着後の適当な機会に帆走指示書のリンク先に用意された「装備交換申請」のフォームに入力し、送信しなければならない。
- 16.3 損傷による修理交換、または紛失した装備の交換は、帆走指示書のリンク先に用意された「装備交換申請」のフォームに入力し、送信しなければならない。その後、最初の適当な機会にレガッタ・オフィスにて交換の旨を伝えた後、テクニカル委員会の検査を受けて承認を得なければならない。
- 16.4 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、可能ならば近くのレース委員会艇に装備の交換がある旨を伝え、指示 16.1 と同様の手続きを行わなければならない。また、その交換はテクニカル委員会の承認を条件として、海上交換後に完了したレースにさかのぼって認められる。

17. [NP] [DP] 装備と計測のチェック

- 17.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、常に検査また計測されることがある。
- 17.2 海上では、テクニカル委員会により、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。海上での計測を受けるまで、艇にいかなる調整をしてはならない。

18. 支援者艇

- 18.1 [NP] [DP] 主催団体から無線機を貸与される場合は、レガッタ・オフィスにて受け取らなければならない。貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。
- 18.2 支援者艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 18.3 [NP] 支援者艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、レース艇が帆走するであろうエリア区域に入ってはならない。スタート・エリアは概ね 200m 以内には入ってはいけない。
- 18.4 [DP] 支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 18.5 規則 37 を次の様に変更をする。「レース委員会が音響 1 声とともに、V 旗を掲揚した場合、支援艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。この場合、指示 18.3、指示 18.4 は適用されない。」
- 18.6 [NP] [DP] 主催団体から無線機を貸与される場合は、無線機を返却し、動作確認を受けなければならない。

19. ごみの処分

ごみは、支援者艇、レース委員会艇、またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

20. 行動規範

競技者、および支援者は、主催団体、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

【各種リンク】

LINE オープンチャット



[出艇申告書](#)

[帰着申告書](#)

[リタイア報告書](#)

[装備交換申請](#)